

福岡医発第114号(地)

平成20年 4月14日

各 医 師 会 長 殿



福岡県医師会

会長 横倉 義武

(公 印 省 略)

医療機能情報提供制度における医療従事者の専門資格に関する
公表事項の見直しについて（医療法施行規則の一部改正関係）

標記の件につきまして、厚生労働省医政局長より日本医師会並びに福岡県保健医療
介護部長を通じて別紙のとおり周知方依頼がありました。

本件は、平成18年に医療法が改正され、国民・患者による医療の適切な選択を支
援するため、都道府県を通じた医療機関の医療機能に関する一定の情報の公表制度を
創設するとともに、医療広告に関する規制を大幅に緩和するなどの改正が行われてお
りますが、本年3月26日に医療法施行規則の改正省令と改正告示が制定されたのを
受け、医療機能に関する公表事項の一部が見直され、本年4月1日より施行されまし
た。

専門資格に関する公表事項については、医師や歯科医師だけでなく、医療従事者全
体に拡大するとし、また、専門資格に関する報告事項については、具体的な専門医の
名称を個別に列挙して規定する方式を改め、包括的な方式にするとされています。

また、経過措置として2年間は、改正前の取扱いで差し支えないと明示されてお
ります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただくとともに、貴会
会員への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 廣瀬真恵
会長 丸山 泉

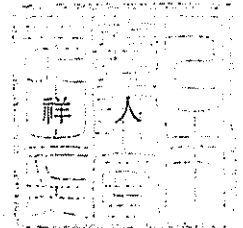
日医発第 28 号 (地 I 5)

平成 20 年 4 月 9 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

唐 澤



医療機能情報提供制度における医療従事者の
専門資格に関する公表事項の見直しについて

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省医政局長より各都道府県知事宛に標記の通知がなされるとともに、本会に対してもその協力方依頼がありました。

前回医療法改正により平成 19 年 4 月より導入された医療機能情報提供制度では、医療従事者の専門資格に関する公表事項について、「専門医」として医師及び歯科医師に限定しております。他方、同時期に緩和が行われた医療広告規制では、広告することができる専門資格の対象が、医師及び歯科医師以外の職種にも拡大して認められているところです。

本件は、医療機能情報提供制度においても、医療従事者の専門資格に関する公表事項の対象を、医療広告が可能とされている医療従事者全体に拡大するため、関係省令・告示・通知を改正・制定するものであります。

本件については、二件の経過措置が都道府県に対して設けられております。また、各医療機関において医療従事者の専門資格に関する事項の変更があったときの報告は、年 1 回以上の定期的な報告でよいことを申し添えます。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくともに、貴会管下郡市区医師会への周知方につきご高配を賜りますようよろしくお願い申し上げます。



20医指第15号
平成20年4月8日

社団法人福岡県医師会長
社団法人福岡県歯科医師会長
社団法人福岡県病院協会会長
社団法人福岡県私設病院協会会長
社団法人福岡県精神科病院協会会長
全国自治体病院協議会福岡県支部長

殿

福岡県保健医療介護部長
(医療指導課医療指導係)

医療機能情報提供制度における医療従事者の専門資格に関する
公表事項の見直しについて（医療法施行規則の一部改正関係）

本県の保健福祉行政につきましては、平素から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記の件について、厚生労働省から、別添（写）のとおり通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、貴会会員に対して周知していただきますようお願いいたします。

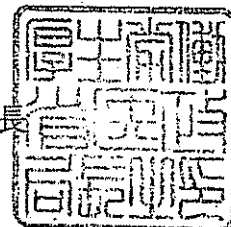


医政発第0326012号

平成20年3月26日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



医療機能情報提供制度における医療従事者の専門資格に関する
公表事項の見直しについて（医療法施行規則の一部改正関係）

本年3月26日に医療法施行規則の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第50号。以下「改正省令」という。）及び医療法施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が定める事項の一部を改正する件（平成20年厚生労働省告示第120号。以下「改正告示」という。）が制定され、その改正の一部として、都道府県を通じた医療機関の医療機能に関する公表事項の一部を見直したところである（施行は同年4月1日）。その改正概要、留意事項等は以下のとおりであるので、御了知の上、管内市町村、関係団体等にその周知徹底を図り、その円滑な運用に万全の対応をしていただくようお願いしたい。

1 改正趣旨

平成18年に医療法（昭和23年法律第205号）を改正し、国民・患者による医療の適切な選択を支援するため、都道府県を通じた医療機関の医療機能に関する一定の情報の公表制度（以下「医療機能情報提供制度」という。）を創設するとともに、医療法第6条の5、第6条の6及び第6条の7に規定する医療広告に関する規制（以下「医療広告規制」という。）を大幅に緩和するなどの改正を行ったところである。

医療機能情報提供制度においては、医療従事者の専門資格に関する公表事項について、「専門医」として医師及び歯科医師に限定する一方、医療広告規制においては、当該専門資格の対象を医師及び歯科医師に限らず、それ以外の職種についても拡大し、医療従事者の専門資格について広告することを認めているところである。

今般、医療機能情報提供制度について、医療従事者の専門資格に関する

公表事項の対象を医師及び歯科医師に限らず、医療広告規制において広告可能とされる医療従事者全体に拡大するものである。

具体的には、この改正により、医療広告規制において、医療従事者の専門資格に関する広告可能な事項である医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項の件（平成19年厚生労働省告示第108号）第1条第2号の厚生労働大臣に届け出た団体（以下「認定団体」という。）が認定した専門性に関する資格（以下「専門資格」という。）が新たに追加された場合、当該専門資格は医療機能情報提供制度においても医療機関が報告しなければならない専門資格となるため、国民や患者に対して速やかに対応が可能となったところである。

2 改正省令の概要

医療機能情報提供制度における医療従事者の専門資格に関する公表事項について、「専門医」として医師及び歯科医師に限定する方式を改め、それ以外の職種も対象とし、医療広告規制において広告可能とされる医療従事者全体に拡大したこと。

3 改正告示の概要

医療機能情報提供制度における医療従事者の専門資格に関する報告事項について、具体的な専門医の名称を個別に列挙して規定する方式を改め、医療広告規制において認定団体が認定する医療従事者の専門資格に関する事項を当該公表事項とする包括的な方式にしたこと。

4 留意事項

- (1) 改正省令の適用にかかわらず、平成20年4月1日から2年間については、経過措置として、改正前の取扱いを維持することも差し支えないこととしたこと。

この場合、改正前の「専門医」については、改正告示による改正前の医療法施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が定める事項を定める件（平成19年厚生労働省告示第53号）第8条各号に掲げる種類とすること。（改正省令附則第2条及び改正告示関係）

- (2) 平成20年4月1日以降に、医療広告規制において認定団体が認定する医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門資格に関する事項について、その団体が医療広告規制における認定団体と

して届出が受理された日から起算して2年を経過する日までの間における当該認定団体が認定した医療従事者の専門資格に関する事項は、経過措置として、医療機能情報提供制度における報告事項として扱わないことも差し支えないこととしたこと。(改正告示関係)

新旧対照条文（抄）
○医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
附則 第一条 この省令の施行の日から二年間は、別表第一に掲げる事項のうち、同表第二の項第一号イ(1)、ロ(1)及びハ(1)に定める事項については、この省令による改正前の同号イ(1)、ロ(1)及びハ(1)に定める事項とすることができる。 別表第一 第二 提供サービスや医療連携体制に関する事項 一 診療内容、提供保健・医療・介護サービス イ 病院 (1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する資格の種類として厚生労働大臣が定めるもの及びその種類毎の人数	（新設） 別表第一 （略） 第二 提供サービスや医療連携体制に関する事項 一 診療内容、提供保健・医療・介護サービス イ 病院 (1) 専門医の種類として厚生労働大臣が定めるもの及び人数

(2) ↳ (13) (略)	ロ 診療所
(1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する資格の種類として厚生労働大臣が定めるもの及びその種類毎の人数	(2) ↳ (12) (略)
ハ 歯科診療所	
(1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する資格の種類として厚生労働大臣が定めるもの及びその種類毎の人数	(2) ↳ (5) (略)
二 (略)	

(2) ↳ (13) (略)	ロ 診療所
(1) 専門医の種類として厚生労働大臣が定めるもの及び人数	(2) ↳ (12) (略)
ハ 歯科診療所	
(1) 専門医の種類として厚生労働大臣が定めるもの及び人数	(2) ↳ (5) (略)
二 (略)	

新旧対照条文（抄）

○医療法施行規則別表第一の規定に基づく病院、診療所又は助産所の管理者が都道府県に報告しなければならない事項
（平成十九年厚生労働省告示第五十三号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第七条 規則別表第一第一の項第四号イ(1)に規定する厚生労働大臣の定める種類は、次のとおりとする。 一 (略) 二 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七條第一項に規定する医療保険各法及び同法に基づく療養等の給付の対象とならない医療並びに公費負担医療を行わない医療機関 三 四十 (略) 第八条 規則別表第一第二の項第一号イ(1)、ロ(1)及びハ(1)に規定する厚生労働大臣が定める種類は、平成十九年厚生労働省告示第八号第一條第一項第二号の厚生労働大臣に届け出た団体が行う認定に係る医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する資格とする。	第七条 規則別表第一第一の項第四号イ(1)に規定する厚生労働大臣の定める種類は、次のとおりとする。 一 (略) 二 老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第六條に規定する医療保険各法及び同法に基づく療養等の給付の対象とならない医療並びに公費負担医療を行わない医療機関 三 四十 (略) 第八条 規則別表第一第二の項第一号イ(1)、ロ(1)及びハ(1)に規定する厚生労働大臣が定める種類は次のとおりとする。 一 五十 (略)